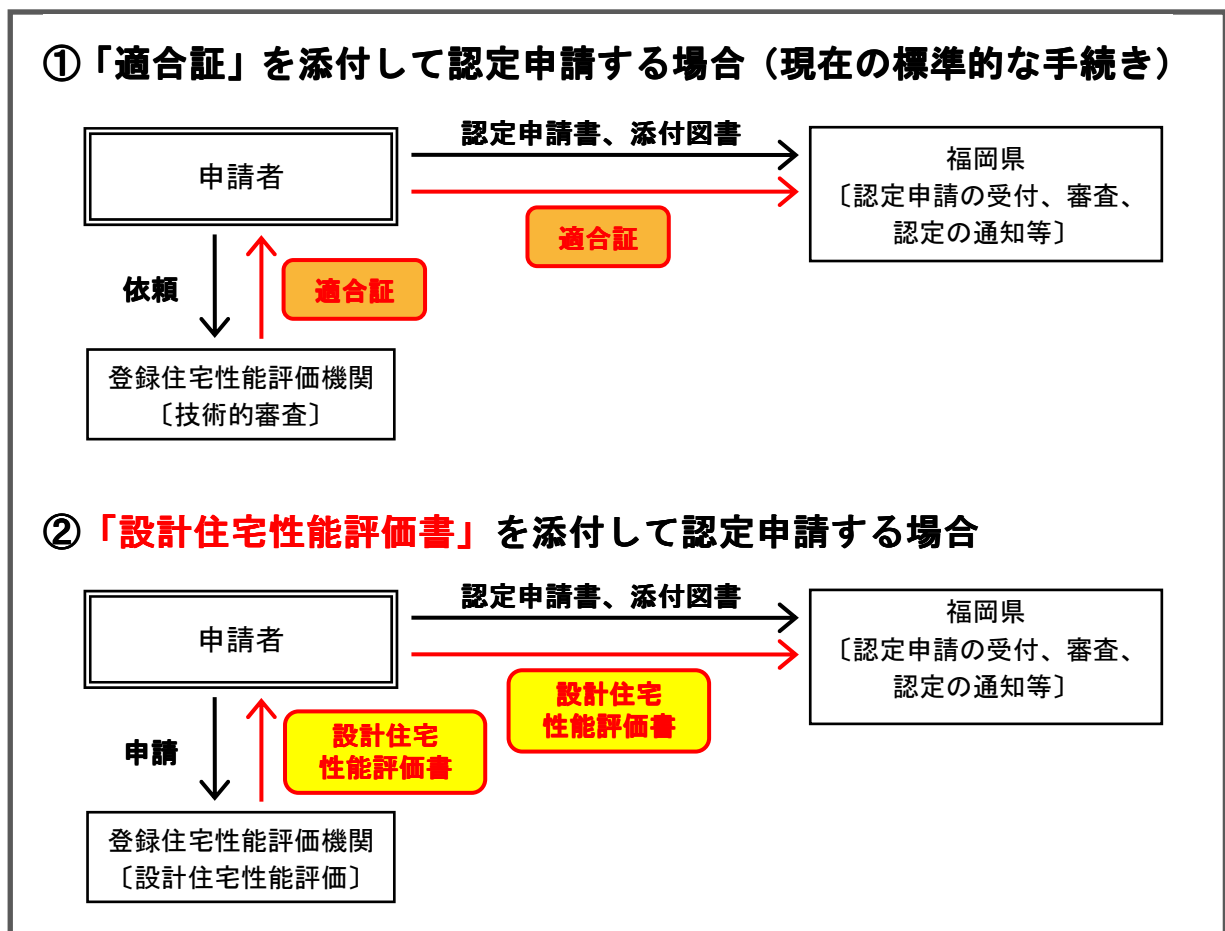


住宅性能評価書を活用した長期優良住宅 建築等計画の認定について

平成27年4月1日より、品確法に基づく住宅性能評価書を取得したものについて、**住宅性能評価書を活用した長期優良住宅の認定申請**の受付を行います。

また、技術的審査を受けて適合証を添付する認定申請についても、引き続き受付を行います。



住宅性能評価書を添付する認定申請と適合証を添付する認定申請とでは認定手数料が異なりますのでご注意ください！



○住宅性能評価書で確認できる等級等及び別途確認すべき内容

①戸建て住宅（木造・鉄骨造）の場合

性能項目等	住宅性能評価書の必要等級等	左記以外に確認すべき 長期優良住宅独自の基準
構造躯体の劣化対策	3-1 劣化対策等級（構造躯体等） 等級3	（木造の場合） ・床下空間及び小屋裏空間毎の点検口の設置 ・床下空間の有効高さ確保（330mm以上） （鉄骨造の場合） ・構造躯体の防錆処理又は木造の場合の基準
耐震性 （右記いずれか）	1-1 耐震等級（構造躯体の倒壊等防止） 等級2又は3 ※限界耐力計算による場合を除く	—
	1-3 その他（地震に対する構造躯体の倒壊等防止及び損傷防止） 免震建築物	—
維持管理・更新の容易性	4-1 維持管理対策等級（専用配管） 等級3	—
省エネルギー対策	5-1 断熱等性能等級 等級4	—
居住環境	—	地区計画等への適合、他
住戸面積	—	75㎡以上かつ1の階が40㎡以上（階段部分を除く）
維持保全計画	—	維持保全の方法の基準への適合

②共同住宅（鉄筋コンクリート造）の場合

性能項目等	住宅性能評価書の必要等級等	左記以外に確認すべき 長期優良住宅独自の基準
構造躯体の劣化対策	3-1 劣化対策等級（構造躯体等） 等級3	最小かぶり厚さ、水セメント比等
耐震性 （右記いずれか）	1-1 耐震等級（構造躯体の倒壊等防止） 等級2又は3 ※限界耐力計算による場合を除く	—
	1-3 その他（地震に対する構造躯体の倒壊等防止及び損傷防止） 免震建築物	—
維持管理・更新の容易性	4-1 維持管理対策等級（専用配管） 等級3 4-2 維持管理対策等級（共用配管） 4-3 更新対策等級（共用排水管） 等級3（又は2※）	— ※4-2、4-3が等級2の場合、以下を確認。 ・横主管の設置位置及び人通孔等の有無 ・共用配管の補修・更新に関する措置 ・コンクリート床等の貫通部の措置 又は新たな共用排水管の設置余地等
省エネルギー対策	5-1 断熱等性能等級 等級4	—
可変性	4-4 更新対策（住戸専用部） 躯体天井高2,650mm以上	※住宅性能評価書に左記の記載が無い場合、 躯体天井高2,650mm以上を確認
高齢者等対策	9-2 高齢者等配慮対策等級（共用部分） 等級3 （※選択項目）	※等級2以下（無等級含む）の場合、以下を確認 ・評価対象住戸までのエレベーター（EV）の有無 （EVが無い場合等は共用階段についての確認が必要） ・EV及びEVホールの寸法
居住環境	—	地区計画等への適合、他
住戸面積	—	55㎡以上かつ1の階が40㎡以上（階段部分を除く）
維持保全計画	—	維持保全の方法の基準への適合